南相馬・避



子どもたちの とが守れない

と立ち上がった南相馬の 住民たちを応援しよう! 傍聴席を 満席に

2014年12月、政府は、 南相馬市の特定避難勧奨地点について、

年間積算被ばく線量が20ミリシーベルトを下回ることが 確実になったとしてすべて解除し、その後、支援や賠償を打ち切りました。

①公衆の被ばく限度が年間1ミリシーベルトを超えないことを確保するべき国の義務に反する、

- ②住民は繰り返し解除反対の意思を伝えたが、その声が無視された

2015年、国(原子力災害対策現地本部長)を相手取って提訴しました。いよいよ裁判は大詰めです。

12月11日は、原告本人尋問が行われます。

原告のみなさんを応援し、

傍聴席を満席にしましょう!

2019年12月11日(水)

10:00 ~ 東京地裁前応援アピール

11:00 ~ 第 17 回口頭弁論 東京地方裁判所 103 号法廷

17:00 頃~ 報告ミニ集会 東京地裁前

南相馬避難 20 ミリシーベルト基準撤回訴訟とは

この訴訟は、国が用いた年間 20 ミリシーベルトという基準による避難解除の是非が直接の争点 となる初めての裁判です。2014年12月、政府は、南相馬市の特定避難勧奨地点について、年間 積算被ばく線量が 20 ミリシーベルトを下回ることが確実になったとしてすべて解除し、その後順 次支援策や賠償を打ち切りました。これに対して、地点に指定されていた世帯や近隣の世帯合計 808 名が、次の3点から違法であると主張し、解除の取消しなどを求めて、2015年4月・6月 に、国(原子力災害対策現地本部長)を相手取って提訴しました。

- ① 公衆の被ばく限度が年間1ミリシーベルトを超えないことを確保するべき国の義務に反する。
- ② 政府が放射線防護の基準として採用している国際放射線防護委員会(ICRP)の勧告に反する。
- ③ 政府が事前に定めた解除の手続(新たな防護措置の実施計画の策定、住民等の意思決定への関 与体制の確保)を経ることがないまま解除を強行した。

これまでの原告からの主張立証の主な点は以下のとおりです。

- 南相馬市や国の資料に基づき、解除に至る意思決定の過程において住民が参加する機会がなく、 住民の声を無視して解除が強行された事実について主張。(第4回)
- 原告の陳述書計 21 通を提出し、原告がまだまだ放射能汚染に対して不安を抱えていること、解 除によって原告が帰還を強要されていることを主張。(第5回)
- 「ふくいちモニタリングプロジェクト」が行った原告の原発事故当時の自宅の放射線量に基づ き、原告の95%以上の世帯について、推計年間被ばく線量が、公衆の被ばく限度とされている 1ミリシーベルトを超えることを主張。また、原発事故当時の自宅の土壌汚染の状況を明らかに する資料も提出し、原告の約96%の世帯で放射線管理区域の基準に相当する1平方メートルあ たり4万ベクレルを超えるセシウム137に汚染されていることを主張。(第5回)
- ①本件解除がICRP勧告の放射線防護の原則に違反、②本件地域の放射線量(公衆の被ばく 限度) や、③表面汚染(土壌汚染)について考慮することなくなされた本件解除は違法である ことを主張。(第9回)。
- 特定避難勧奨地点の解除により、住民に対する応急仮設住宅の供与が2017年3月末で打ち切 られ、放射能汚染の残る本件地域に戻ることを余儀なくされたという不利益を原告らが被って いることを主張。(第10回)
- 住民の保養前後の尿中のセシウム量を比較することで、現地居住による内部被ばくの危険を明 らかに。(第13回)
- 原告に対して行ったアンケートをもとに本件解除により原告が帰還を余儀なくされたことを主 張。また、では、不溶性放射性微粒子による被ばくのリスクについて主張。(第 16 回)

南相馬避難 20 ミリシーベルト基準撤回訴訟 ~裁判が問うているものは?~

日時: 2019年11月24日(日) 13:00~15:00 場所:渋谷区氷川区民会館(渋谷駅から徒歩9分)

住所:東京都渋谷区東2丁目20-18

内容:裁判が問うているもの、裁判の経緯と争点

原告の想い など

参加費:無料 問い合わせ先:

南相馬避難 20 ミリシーベルト撤回訴訟支援の会 事務局

国際環境 NGO FoE Japan

E-mail: info.minamis@gmail.com

TEL: 03-6909-5983

